

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和3年10月5日
10:00～12:50
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
 労働者代表委員 3名
 使用者代表委員 3名
- 4 議題：福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：（議題について）

労働者側代表委員からは、

コロナ禍の影響を受けながら過酷な現場で懸命に働いている労働者の努力に報いるため、労働協約の最下限額との差額11円までの引上げを主張する等の主張が審議冒頭にてなされた。

使用者側代表委員からは、

今年度の賃金改定状況調査第4表の結果から、Cランク卸小売業のパート労働者の賃金上昇率0.7%の数値で乗じた6円を提示する等の主張が審議冒頭にてなされた。

公益委員が労使双方の委員との協議を交互に協議を重ね続けたが、労使双方の歩み寄りには最後まで見られず、審議は打ち切れ、時間額897円（引上げ額8円、引上げ率0.9%）での公益代表案が提示された。

専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

よって、専門部会で全会一致に至らなかったことから、この間の審議経過および採決の結果が本審に報告されるとともに、当該本審（本審の日程未定）にて改めて審議が行われることとなった。

○公益代表委員の見解等

コロナ感染のリスクと隣り合わせの中で懸命に働いていることを鑑みれば、福岡県最低賃金引上げに見合った引上げが必要との労働者側主張には一定理解をする。

コロナ禍による消費低迷など直接的な影響が大きく、多くの企業では需要回復も見通せない経営環境下にあるとの使用者側主張には十分な理由がある。

しかし、最終的な主張の一致を見ないことから、労使双方が受け止められるセカンドベストの金額を提案する選択をせざるを得ない。

今年度の「賃金改定調査」の卸小売業にかかる改定上昇率の最大値を元に、「最低賃金に関する基礎調査」結果に基づく最低賃金引上げ額での影響率等も総合的に勘案し、今年度の最低賃金の引上げ額を「8円」とすることが妥当と考える。